

### (3)「指標」の定義および算出方法

#### 指標 1：へき地数

##### ◆ 定義

へき地に該当する地域の数

無医地区\*及び準無医地区\*\*に該当する地域の数とします。

\*無医地区：原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

\*\*準無医地区：無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区

##### ◆ データの出典

| データ   | 調査名     | 年次       | 集計表        | 備考                                |
|-------|---------|----------|------------|-----------------------------------|
| 無医地区数 | 無医地区等調査 | 平成 16 年度 | 都道府県別無医地区数 | 「平成 16 年度無医地区等調査・無歯科医師地区等調査の概況」参照 |

#### 指標 2：応急手当受講率【救急医療 2 と同じ】(要市町村調査)

##### ◆ 定義

応急手当受講者数 / 対象人口

分子は、都道府県、消防、市町村（学校で実施されたものを除く）、日本赤十字社により実施された応急手当普通講習（普通救命講習）の 1 年間ののべ受講者（「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づく「普通講習」の受講者）数とします。ここには、自動車教習所や民間企業等で行われている講習は含みません。また、上級講習等は含みません。

分母は、分子と年次を合わせた住民基本台帳人口 + 外国人登録者数とします。

##### ◆ データの出典

| データ      | 調査名      | 年次       | 集計表                      | 備考              |
|----------|----------|----------|--------------------------|-----------------|
| 応急手当受講者数 | 救急・救助の現況 | 平成 17 年度 | (救急編) 別表 10 応急手当普及啓発活動状況 | 「普通講習」の受講者数を用いる |

※上記統計には消防での実施件数がまとまっています。ここに含まれない都道府県、市町村（学校で実施されたものを除く）、日本赤十字社により実施された応急手当普通講習を行っている場合は、それらを別途集計し、合計します。

### 指標 3 : へき地医療支援機構派遣医師数の伸び率

#### ◆ 定義

派遣医師延べ数 / 前年度の派遣医師延べ数

分子は、直近のへき地医療拠点病院から派遣された医師の延べ数（へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含まない。）とし、分母は、前年度の派遣医師の延べ数とします。

ここでは、「へき地勤務医師等確保事業」などの、へき地医療支援機構やへき地医療拠点病院等による医師派遣またはそれに準じた医師派遣制度を評価しており、自治医大の義務年限医はそれ単独では含まれません。ただし、自治医大からの義務年限医がへき地医療支援機構の調整により派遣されている場合は対象に含みます。

なお、へき地医療拠点病院が指定されていない場合には、へき地医療支援機構による調整を通じた派遣であれば本定義の「派遣医師延べ数」とみなして構いません。また、へき地医療支援機構が設置されていない場合には、都道府県による調整を通じた派遣医師延べ数をもって同様に扱うこととします。

#### ◆ データの出典

都道府県調査：

・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計が必要です。

### 指標 4 : 代診医派遣延べ数の伸び率

#### ◆ 定義

代診医派遣延べ数 / 前年度の派遣医師延べ数

分子は、へき地医療支援機構による代診医派遣延べ数の直近の値、分母はその前年度の値とします。ここでは代診医を対象としているため、へき地勤務医師等確保事業による派遣数は含めません。

へき地医療拠点病院が指定されていない場合は、指標 3 と同様に都道府県等による派遣であれば分母の値に含めることとします。

#### ◆ データの出典

都道府県調査：

・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計が必要です。

## 指標 5 : へき地診療所の数

### ◆ 定義

へき地診療所施設数

へき地診療所の数とします。過疎地域等特定診療所整備事業による診療所を含み、へき地保健指導所は含めません。

(参考) へき地診療所設置基準

- ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径 4 km の区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1, 0 0 0 人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して(通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で) 3 0 分以上要するものであること。
- イ 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島(以下「無医島」という。)のうち、人口が原則として 3 0 0 人以上、1, 0 0 0 人未満の離島に設置するものであること。
- (ア) 離島振興法(昭和 2 8 年法律第 7 2 号)第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域
- (イ) 沖縄振興特別措置法(平成 1 4 年法律第 1 4 号)第 3 条第 3 項の規定に基づく指定地域
- (ウ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 2 9 年法律第 1 8 9 号)第 1 条に規定する地域
- (エ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 4 4 年法律第 7 9 号)第 2 条第 1 項に規定する地域
- ウ 上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する。

出典) へき地保健医療対策実施要綱(厚生労働省)

### ◆ データの出典

都道府県調査:

- ・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計が必要です。

## 指標 6 : 医療機能情報公開率【がん5と同じ】

### ◆ 定義

- ・インターネット上で情報提供している病院数／全病院数
- ・インターネット上で情報提供している診療所数／全診療所数

分子は、都道府県で管理している医療機関情報提供サイト、もしくは都道府県サイトからリンクしている医師会等の職能団体のサイト等に医療機関情報が掲載されている医療機関数（医療機関名、診療科目および連絡先について示されているもの）とします。

分母の医療機関数は、分子と時点を同一にした、都道府県内の全医療機関数とします。  
病院、診療所それぞれについて把握します。

### ◆ データの出典

- ・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計をしました。

### ◆ 医療機能情報公表制度の利用

- ・医療機能情報公表制度において、都道府県が医療機関から報告のあった情報を整理し公表する対象として、病院・診療所のホームページアドレスがありますので、これを利用することができます。

## 指標 7 : へき地からの紹介患者受け入れ数

### ◆ 定義

へき地からへき地医療拠点病院への紹介患者数／へき地医療拠点病院数

分子は、1年間のへき地医療機関からへき地医療拠点病院への紹介患者数とします。  
へき地とは無医地区および準無医地区を言います（へき地医療指標 1 参照）。

### ◆ データの出典

都道府県調査：

- ・既存の統計では整備されていないデータのため、上記の定義に従い都道府県で新たに調査・集計が必要です。